

規格・基準などの事前意図公告

[この公告は、T B T 協定第 2 条 9. 1 に基づくものです。]

三酸化二アンチモン等に係る労働安全衛生法関係法令の見直しについて

下記のとおり、三酸化二アンチモン等に係る労働安全衛生法関係法令の一部を改正する予定ですのでお知らせします。

本件に関し御意見のある場合には、理由を付して下記連絡先まで文書で御提出下さい。（電話による意見の提出は不可。）

なお、御意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

記

1. 件名

三酸化二アンチモン等に係る労働安全衛生法関係法令の見直しについて

2. 対象品目

三酸化二アンチモン及びこれを含有する製剤その他の物

3. 趣旨

対象品目の製造又は取扱いにおける労働者の健康障害を防止するため、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）別表第 3 第 2 号に掲げる物質に係る措置義務である、発散抑制措置を講ずること、健康診断や作業環境測定を行うことなどの措置を、対象品目を製造し、又は取り扱う業務を行う事業者に対し義務付ける。

4. 施行予定日

平成 29 年 6 月

5. 意見提出先

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課化学物質評価室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

電話番号：03-5253-1111 （内線 5511）

FAX 番号：03-3502-1598

6. 意見提出期限

平成 29 年 2 月 28 日

なお、労働安全衛生法関係法令は、次のURLにおいて入手できます。

●労働安全衛生法（英文）

http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail_main?re=01&ia=03&vm=&id=1926

●労働安全衛生法施行令（英文）

http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail_main?re=01&ia=03&vm=&id=2245

●特定化学物質障害予防規則（英文）

http://www.jniosh.go.jp/icpro/jicosh-old/japanese/country/japan/laws/03_rel/08_selectedchemicals_reg/index.html